知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について

平成19年6月15日 財関第802号

最終改正:令和2年12月23日 財関第1118号

標記のことについては、平成19年7月1日から、関税法基本通達(昭和 47 年3月1日蔵関第100号)の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。なお、下記の第1章及び第2章において「知的財産」、「侵害物品」、「侵害疑義物品」、「認定手続」、「疑義貨物」、「権利者」、「輸入差止申立て」、「申立人」、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」、「自発的処理」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達69の11~69の21-1の定めるところにより、第3章において「輸出差止申立て」(第1章及び第2章における場合を含む)、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達69の2~69の10-1の定めるところによる。

記

第1章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。

1 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の実施

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、侵害の事実が疎明されているか否かの判断に技術等に関する専門的な意見を要しないことが明らかである又は裁判所若しくは特許庁(以下「裁判所等」という。)の判断を待つことが真に必要と認められる等の特段の事情のない限り、総括知的財産調査官及び申立先税関(差止申立てが提出された税関をいう。以下同じ。)の本関知的財産調査官(本関に設置された知的財産調査官をいう。以下同じ。)は、専門委員意見照会を実施するものとする。ただし、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立ての場合には、経済産業大臣意見書及び経済産業大臣認定書の記載事項については、既に経済産業大臣において判断が示されているものであることから、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の対象とならないことに留意する。
 - イ 関税法基本通達69の13-6の(4)による利害関係者からの意見書が提出された場合
 - ロ 上記イのほか、侵害の有無について申立人及び利害関係者の間で争い(訴訟等)があり、又は 争いが生じる可能性が高いと判断される場合
 - ハ その他、輸入差止申立ての審査において、侵害の事実が疎明されているか否かの判断が困難である 等、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合
- (2) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の対象となる事項としては、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲のほか、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲、侵害成立阻却事由(並行輸入、権利消尽、先使用、権利無効、試験研究、権利の濫用等)等がある。なお、権利無効理由の有無について専門委員の意見を聴く場合であっても、税関が権利無効を判断するものではないことに留意する。
- (3) 専門委員意見照会を実施しない場合は、事前に関税局業務課知的財産調査室と協議することとする。

2 事案終了までの期間

専門委員に意見照会した事案に係る輸入差止申立ての受理・不受理・保留の決定は、当該輸入差止申立ての公表の日から3か月以内を目途に行うものとする(別添1参照)

3 専門委員の委嘱等

(1) 専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見

申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者(申立人及び当該申立人に係る輸入差止申立てについて意見書を提出した利害関係者をいう。以下この章において同じ。)に、専門委員候補(税関ホームページに掲載されている者をいう。以下同じ。)に係る特別な利害関係に関する意見がある場合には、次により当該専門委員候補の氏名及び理由を書面により提出するよう求めるものとする。なお、ここでいう「特別な利害関係」とは、例えば、民事訴訟法第23条第1項各号又は同法第24条第1項について、「裁判官」を「専門委員候補」、「事件」を「申立て」又は「当事者における争い」と読み替えて該当する場合をいう。

イ 申立人

- (4) 輸入差止申立て時に利害関係者が判明している場合 専門委員候補と申立人又は利害関係者との特別な利害関係について、輸入差止申立てが受け付 けられた後遅滞なく提出するよう求めるものとする。
- (n) 輸入差止申立て時に判明していない利害関係者から意見が提出された場合 専門委員候補と申立人との特別な利害関係について、輸入差止申立てが受け付けられた後遅滞な く提出するよう求めるものとし、当該輸入差止申立てについて利害関係者意見の提出があった場合 には、専門委員候補と当該利害関係者との特別な利害関係について、遅滞なく提出するよう求める ものとする。

口 利害関係者

専門委員候補と申立人又は利害関係者との特別な利害関係について、輸入差止申立てに係る意見 提出期限までに提出するよう求めるものとする。

(2) 専門委員の選定

総括知的財産調査官は、上記(1)により提出された意見等を考慮して、当事者と特別な利害関係を有しないと認められる者を専門委員候補の中から専門委員予定者として3名(税関が必要と認める場合は5名)選定するとともに、当該専門委員予定者に対し、申立人又は利害関係者と特別な利害関係を有していないことについて確認を求めるものとする。利害関係を有していないことが確認できない場合には、総括知的財産調査官は、別の専門委員予定者を選定するものとする。

(3) 専門委員の委嘱

総括知的財産調査官は、上記(2)により選定された専門委員予定者に対し「委嘱状」(別紙様式 1)を交付するものとする。この場合において、委嘱者は、申立先税関の税関長とする。

(注) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」 (別紙様式2)により、2年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定手続にお ける専門委員意見照会に係る専門委員として9税関分について包括的に委嘱するものとするが、当 該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員 に意見を求めないものとする。

(4) 意見聴取の場の調整

専門委員意見照会を実施する場合、原則として、専門委員が意見書の作成のために当事者の意見を聴取する場(以下「意見聴取の場」という。)を開催することとする。なお、総括知的財産調査官は、意見聴取の場の日時を次により決定するものとする。

- イ 委嘱状を交付した後、速やかに日時の調整を行う。
- ロ 意見聴取の場として、専門委員の都合を考慮のうえ二以上の候補日時を設定し、当事者に通知する
- ハ 当事者から候補日時についての都合を聴いたうえで、意見聴取の場の日時を決定する。
 - (注) 意見聴取の場は、輸入差止申立ての公表の日から2か月以降(利害関係者がいない場合は1か月半以降)を目途に設定するものとする。

(5) 当事者への実施通知

意見聴取の場の日時が決定した後、申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者に対し「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」(別紙様式3)により、意見聴取の場の日時・場所、専門委員の氏名、補正意見書提出期限及び意見聴取の場への参加意思の確認の通知を行うものとする。なお、場所については、当面、東京税関本関の会議室とする。

(6) 意見聴取の場の省略

次のいずれかに該当する場合であって、総括知的財産調査官が開催の必要性がないと認め、かつ当事者 の合意が得られたときは、意見聴取の場の全部又は一部を省略して差し支えない。

- イ 専門委員が当事者からの提出資料のみで意見書の作成が可能と判断した場合
- ロ 利害関係者が多数存在する場合等で、専門委員が一部の利害関係者の意見を聴取すれば意見書の作成 が可能と判断した場合
- ハ その他、専門委員が開催不要と判断した場合
- (注) 意見聴取の場を開催しない場合、この章における意見聴取の場の開催に係る事務は行わないこととなるが、専門委員による意見書の作成、当該意見書の当事者等への開示等の事務は行うことに留意する。

4 専門委員への意見照会

(1) 専門委員への意見照会

申立先税関の本関知的財産調査官は、専門委員に対し「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」(別紙様式4)を送付し、意見を求めるものとする。この場合において、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立て(当該意見の求めの対象となる輸入差止申立てをいう。以下この章において同じ。)に係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠があるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載することとする。

(2) 専門委員への資料の送付

申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者からの提出資料(当該事案に関し参考とならないと認められる資料を除く。)に加え、必要に応じ当該事案に関し参考となるべき資料を専門委員に送付するものとする。また、当該資料のうち、当事者が非公表としている資料及び取締りの観点から他の当事者に開示できない資料についてはその旨注記するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、送付にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。

(3) 専門委員の事前打合せ

専門委員は、意見聴取の場に先立ち、総括知的財産調査官に対し、専門委員間での事前打合せを行いたい旨を申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、事前打合せの日時の調整等を行うものとする。また、総括知的財産調査官は、原則として、当該事前打合せに立ち会うものとする。

(4) 専門委員による追加資料等の求め

専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことが必要である場合には、その旨を総括知的財産調査官に申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、申立先税関の本関知的財産調査官を通じて、当事者に対し書面による釈明又は追加資料の提出を求めるものとし、このとき、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、提出された追加資料等を総括知的財産調査官に送付し、専門委員の求める釈明又は追加資料に当たることの確認を受けた後、速やかに専門委員及び他の当事者に送付するものとする。

イ 不明確な箇所や矛盾点の解消

- ロ 争点の明確化
- ハ 主張を裏付けるための証拠であって必要と思料されるものの補充
- ニ 抗弁事由の確認
- ホ 技術的内容についての確認

5 意見聴取の場への出席者確認

- (1) 申立先税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における 意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに、原則として意見聴取の場の開催の日の7日(行政機 関の休日を含まない。)前の日までに、出席予定者(代理人、下記(2)の補助者を含む)の会社名、役職 、氏名及びふりがなを書面にて提出するよう求めるものとする。代理人、補助者にあってはその別も併 記する。なお、代理人については、既に提出されている場合を除き、当事者との委任関係を証する書類 の添付を求めるものとする。
- (2) 総括知的財産調査官は、意見聴取の場に当事者が出席する場合には、原則として他の当事者と同席させるものとする。また、当事者が当事者又はその代理人を補助する者(以下この章において「補助者」という。)の参加を求める場合であって、意見聴取の場の進行に特に支障がないと認められるときは、補助者が参加できるものとする。
 - (注) 意見聴取の場において、当事者が営業秘密等他の当事者に開示することにより自己の利益が害されると認められる事項について述べる必要がある場合であって希望する場合には、他の当事者と同席することを要しないものとする。

6 陳述要領書等の提出

- (1) 当事者が意見聴取の場において意見を述べる場合には、原則として意見聴取の場の開催の日の7日(行政機関の休日を含まない。)前の日までに、申立先の本関知的財産調査官に陳述要領書その他の資料を提出することができるものとする。陳述要領書その他の資料は、陳述要領書等の提出以前に提出された相手方当事者の主張若しくは証拠に反論するためのもの又は自己の主張を明確にするものに限るものとする。このとき、申立先税関の本関知的財産調査官は、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。
 - (注)既に提出済みの意見書等において主張していない事項に係る主張又は資料は、正当な事由がある と認められる場合を除き、証拠としては採用しない。

なお、当事者は、陳述要領書等を提出せずに、既に提出済みの意見書等を用いて意見陳述する ことができるものとする。

- (2) 申立先税関の本関知的財産調査官は、提出された陳述要領書等を速やかに専門委員及び他の当事者に送付するものとする。
- (3) 当事者は、意見聴取の場において、技術的内容などの説明を目的として物品の提示又はその実演をすることができる。ただし、当該物品の提示又はその実演については意見・証拠として扱わないので留意する。なお。意見聴取の場の円滑な進行のため、物品の提示又はその実演を希望する場合には、原則として、意見聴取の場の開催の日の7日(行政機関の休日を含まない。)前の日までに申し出るよう求めることとする。

7 意見聴取の場における留意事項

総括知的財産調査官は、意見聴取の場を進行するにあたって、以下の事項に留意するものとする。

(1) 意見陳述の場の円滑な進行

総括知的財産調査官は、必要があると認められるときは当事者の意見陳述又は反論について簡略化を 促し、又は中断を求めることができるものとする。

(2) 意見陳述又は反論の除外

総括知的財産調査官は、意見陳述の場において、当該申立てと無関係かつ専門委員に予断を与えるおそれのある意見陳述又は反論が行われた場合には、当該意見陳述又は反論を除外して専門委員意見書を作成するよう、意見聴取の場又は後日であって専門委員意見書作成前に、専門委員に対して注意喚起する。

(3) 当事者の意見陳述

- イ 意見陳述は、原則として、申立人、利害関係者の順で行い、一方の当事者が意見陳述している間は、他方の当事者の発言はできないものとする。この場合において、意見陳述は、専門委員の求めがあることその他専門委員が特に必要と認める場合を除き、意見聴取の場までに提出された当事者の主張又は証拠(下記10の(1)に規定する調査資料等を含む。)に対する反論又は自己の主張の明確化に限るものとする。なお、意見陳述の際は、プロジェクター等を使用することができるものとする。
- ロ 当事者の代理人又は補助者は意見陳述できるものとする。
- ハ 意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論に限りその機会を与えるものとする。

(4) 専門委員及び税関からの質問

- イ 専門委員から各当事者に対し、陳述された意見の内容等に関して質問・確認を行う。なお、専門委員から意見を求められた場合を除き、当事者による他の当事者の意見に対する意見の陳述はできないものとする。
- ロ 総括知的財産調査官又は申立先税関の本関知的財産調査官は、必要と認める事項について、質問をする ことができるものとする。

(5) 専門委員の意見交換

- イ 専門委員は、陳述された意見の内容等を踏まえ、侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否か 等を判断するために必要な事実関係・法律関係につき他の専門委員と意見交換を行う。
- ロ 総括知的財産調査官及び申立先税関の本関知的財産調査官は、専門委員の意見交換の場に立ち会う ものとする。
 - (注)専門委員は、意見聴取の場後において、総括知的財産調査官に対し、専門委員間での意見交換を行いたい旨を申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、意見交換の日時の調整等を行うものとする。また、総括知的財産調査官は、原則として、当該意見交換に立ち会うものとする。

(6) 補足意見の求め(専門委員による求釈明)等

- イ 専門委員の意見交換の結果、専門委員は当事者に対して釈明、主張の追加・変更又は主張を裏付けるための更なる証拠の提出を求めることができるものとする。
- ロ 当事者には、最後に意見を述べる機会を与えるものとする。

(7) 今後の予定の説明

総括知的財産調査官は、当事者に対し、意見聴取の場の終了から受理・不受理・保留の決定に至る までの今後の予定を伝えるものとする。

8 当事者からの補足意見

(1) 補足意見の提出

専門委員による補足意見の求めの有無にかかわらず、当事者は、書面にて申立先の本関知的財産調査官に補足意見を提出できるものとする。この場合において、補足意見は、専門委員の求めがあることその他専門委員が特に必要と認める場合を除き、意見聴取の場までに又は意見聴取の場において提出された当事者の主張又は証拠(下記10の(1)に規定する調査資料等を含む。)に対する反論又は自己の主張の明確化に限るものとする。なお、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」の送付を受けた当事者であって、意見聴取の場に出席しなかった者に対しては、申立先税関の本関知的財産調査官か

ら補足意見を提出できる旨を連絡するものとする。

(2) 補足意見の提出時期

補足意見の提出は、専門委員が必要と認める場合を除き、意見聴取の場が開催された日の翌日から5日(行政機関の休日を含まない。)を経過する日までに、1回のみ認められるものとする(提出期限の延長は、特段の事情がない限りできないこととする。)

(3) 補足意見の開示

申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者から提出された補足意見書をその写しの交付等により専門委員及び他の当事者に開示するものとする。このとき、申立先税関の本関知的財産調査官は、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。

9 電磁的記録の提出の求め

(1) 申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者の意見の整理又は意見書作成のため必要があると認められる場合において、当事者が提出した意見又は証拠等の内容を記録した電磁的記録

(電子方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を有しているときは、その当事者に対し、当該電磁的記録の提出を求めることができるものとする。

(2) 専門委員は、意見書作成のため必要があると認められる場合において、当事者が提出した意見又は証拠等の内容を記録した電磁的記録を有しているときは、総括知的財産調査官に対し、当該電磁的記録の提出を当事者に求めるよう申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、専門委員からの申し入れに基づき、当事者に対し当該電磁的記録の提出を求めることができるものとする。

10 専門委員意見書

(1) 専門委員による資料等の調査・収集

専門委員は意見書の作成に当たり、自ら資料等の調査・収集を行うことができるものとする。この場合において、当該資料等であって当事者が提出した主張又は証拠に含まれていないと認められるもの(以下この号において「調査資料等」という。)を基に意見を述べようとするときは、申立先税関の本関知的財産調査官を通じ、原則として意見聴取の場の開催の日の7日(行政機関の休日を含まない。)前の日(以下この号において「7執務日前の日」という。)までに、調査資料等を当事者に送付し、意見聴取の場までの間に意見を述べる機会(意見聴取の場における意見陳述を含む。)を与えるものとする。7執務日前の日までに当事者に送付できない場合は、当事者が補足意見として調査資料等について意見を述べる機会を与えるものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、調査資料等を他の専門委員に速やかに送付するものとする。

(2) 専門委員意見書の提出

専門委員は、税関から送付を受けた資料及び自ら調査・収集した資料等に基づき、「意見書」(別紙様式5)を作成し、申立先税関の税関長宛てに提出するものとする。この場合、対象申立てが意見書において特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。なお、複数の専門委員が連名で意見書を作成することができるものとする。

(3) 専門委員による意見の内容

- イ 専門委員は、意見書において、申立人より提出された証拠が侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについてその結論及び理由(下記ロにより申立てを保留とする場合はその結論及び理由)を述べるものとする。
- ロ 専門委員は、意見照会に係る事案に関し、当事者が侵害の有無について裁判所等において争っている 場合又は争うことが見込まれる場合には、裁判所等の判断が出るまで当該申立てを保留とすべき旨の 意見を述べることができるものとする。

(4) 専門委員意見書の開示

申立先税関の本関知的財産調査官は、専門委員意見書をその写しの交付等により当事者及び他の専 門委員に開示するものとする。

11 専門委員意見書に対する当事者意見

- (1) 専門委員意見書について明らかな事実誤認等の特段の事情がある場合には、当事者はその内容を記載した意見書を提出することができるものとする。この場合において、申立先税関の本関知的財産調査官は、その意見書の提出期限として、専門委員意見書の送付の日の翌日から5日(行政機関の休日を含まない。)以内の日を指定するものとする。
- (2) 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の専門委員意見書に対する意見書の提出があった場合には、当該意見書をその写しの交付等により他の当事者及び専門委員に開示するものとする。このとき、申立先税関の本関知的財産調査官は、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。

12 受理・不受理・保留の決定

(1) 決定の方法

明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の多数意見を尊重して、受理・不受 理・保留のいずれかを決定するものとする。なお、裁判所等の判断が出るまで保留とする場合には、申立人に対し、裁判所等の判断が出た場合には速やかに判決等の内容が確認できる資料を申立先の本関知的財産調査官に提出するよう依頼する。申立先税関の本関知的財産調査官は、当該資料の送付があった場合は、速やかに、専門委員の意見及び送付のあった資料により受理又は不受理を決定するものとする。

(2) 補 正

上記(1)の規定により受理の決定をするにあたり、当該輸入差止申立てを補正する必要がある場合、申立先税関の本関知的財産調査官は、「知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について(平成20年3月31日財関第351号)第1章の3の規定に準じ、申立人に対し当該輸入差止申立ての補正を求めるものとする。

(3) 決定の通知

- イ 申立人に対する受理・不受理の決定の通知は、関税法基本通達69の13-7に基づき行うものとする。 また、保留の決定の通知は、「輸入差止申立て保留通知書」(別紙様式 6)により行うものとする。
- ロ 専門委員及び「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」の送付を受けた利害関係者に対する 受理・不受理・保留の決定の通知は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不 受理・保留結果通知書」(別紙様式 7)により、遅滞なく行うものとする。

13 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の中止

(1) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会が中止となる場合

専門委員に「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」が送達された後であって専門委員の意見が提出される前に次の事実が生じた場合には、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を中止するものとする。

- イ 当事者間の和解成立その他の理由により対象申立てが取り下げられた場合
- ロ その他専門委員の意見が必要でなくなった場合
- (2) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会中止の通知

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を中止した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、専門委員に対しては「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(別紙様式8)により、当事者に対しては口頭により、その旨を通知するものとする。

14 専門委員意見照会の結果の公表

総括知的財産調査官は、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した事案について、受理・不 受理・保留の決定の後、当事者及び専門委員の了承が得られた場合には、以下の事項を財務省の税関ホー ムページで公表するものとする。

- (1) 知的財産の種別(特許権、意匠権等)
- (2) 主な争点
- (3) 専門委員意見の概要
- (4) 処理結果及び処理年月

第2章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い認定

手続における専門委員意見照会は、次により実施するものとする。

1 認定手続における専門委員意見照会の実施

- (1) 輸入差止申立ての際に明らかでなかった新たな争点などにより、認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かを判断することが難しい場合は、総括知的財産調査官及び当該認定手続を執っている知的財産調査官等(関税法基本通達69の11-5の(1)又は(3)に規定する知的財産調査官及び知的財産担当官並びに発見部門の長(知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない官署に限る。)をいう。以下この章において同じ。)は、原則として認定手続における専門委員意見照会を実施するため、下記の事務を行うものとする(総括知的財産調査官及び本関知的財産調査官以外の知的財産調査官等が当該事務を行う場合において、本関知的財産調査官は必要に応じて当該知的財産調査官等を支援するものとする。)ただし、下記イ及びロの事項は認定手続における専門委員意見照会の対象とならないので留意する。
 - イ 認定手続において経済産業大臣又は農林水産大臣に意見照会することができる不正競争防止法違反 物品及び育成者権侵害物品に係る事項
 - ロ 特許権、実用新案権又は意匠権侵害物品に関し、特許庁長官に意見照会することができる事項(特許 発明等の技術的範囲又は登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲)
- (2) 対象認定手続(専門委員に対し意見を求める対象となる認定手続をいう。以下この章において同じ。)を執っている知的財産調査官等は、総括知的財産調査官と協議のうえ、争点及び証拠等を整理するとともに考え方を明確にし、対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かに関し、その考え方の妥当性について専門委員に意見照会を行うものとする(本関知的財産調査官以外の知的財産調査官等が対象認定手続を執っている場合において、当該知的財産調査官等は本関知的財産調査官を通じて総括知的財産調査官と協議のうえ、専門委員に意見照会を行うものとする。)この場合において、当該知的財産調査官等は、その争点及び証拠等を整理するために必要があると認められる場合において、当事者が提出した意見又は証拠等の内容を記録した電磁的記録を有しているときは、その当事者に対し、当該電磁的記録の提出を求めることができるものとする。
- (3) 認定手続における専門委員意見照会の対象となる事項としては、侵害成立阻却事由(並行輸入、権利消尽、先使用、権利無効、試験研究、権利の濫用等)等がある。なお、権利無効理由の有無について専門委員の意見を聴く場合であっても、税関が権利無効を判断するものではないことに留意する。

2 事案終了までの期間

対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かの認定は、原則として当該対象認定手続の開始から1か 月以内を目途に行うものとする。ただし、権利者又は輸入者の要望により意見聴取の場が開催される場合は、2 か月以内を目途に行うものとする(別添2参照)

3 意見聴取の場の開催の要望

(1) 認定手続における専門委員意見照会を実施しようとする場合、対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、当事者(権利者及び輸入者をいう。以下この章において同じ。)にその旨を連絡し、当事者が

意見聴取の場の開催を要望するか否かを確認するものとする。

- (2) 当事者が意見聴取の場の開催を要望する場合は、関税法基本通達69の12-1-4の(3)のロの弁明の提出期限までに書面で提出させるものとし、当該要望が認定手続を不当に遅延させることを目的とするものでないと認められるときは、意見書の作成のために専門委員が当事者の意見を聴くことを目的として、意見聴取の場を開催することとする。
 - (注) 意見聴取の場を開催する場合においても、検討する事項については、当事者の一方である輸入者 の異同にかかわらず、輸入差止申立ての際に明らかでなかった新たな争点等に限定されることに留 意する。

4 専門委員の委嘱等

- (1) 専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見
 - イ 対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、上記3(1)の連絡の際に、当事者に対し、専門委員候補と権利者又は輸入者との特別な利害関係に関する意見を求めるものとする。
- ロ 上記イの意見がある場合には、当該専門委員候補氏名及び理由を関税法基本通達69の12-1-4の(3)のロの弁明の提出期限までに、書面により提出するよう求めるものとする。
- (2) 専門委員の選定

総括知的財産調査官は、上記(1)の意見等を参考に当事者と特別な利害関係を有しないと認められる者を 専門委員候補の中から専門委員予定者として3名(税関が必要と認める場合は5名)選定するとともに、 当該専門委員予定者に対し、申立人又は利害関係者と特別な利害関係を有していないことについて確認 を求めるものとする。利害関係を有していないことが確認できない場合には、総括知的財産調査官は、別 の専門委員予定者を選定するものとする。

(3) 専門委員の委嘱

総括知的財産調査官は、日程調整後、上記(2)により選定された専門委員予定者に対し「委嘱状」(別紙様式9)を交付するものとする。この場合において、委嘱者は対象認定手続を執っている税関の税関長とする。

(注)個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」 (別紙様式2)により、2年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定手続にお ける専門委員意見照会に係る専門委員として9税関分について包括的に委嘱するものとするが、当 該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員 に意見を求めないものとする。

5 専門委員への意見照会

- (1) 専門委員への意見照会
 - イ 専門委員への意見照会

対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、専門委員に対し「認定手続における専門委員意見照会書」(別紙様式10)を送付し、意見を求めるものとする。この場合において、対象認定手続の争点及び当事者から提出された証拠・意見を整理し、税関の考え方を明確にしたうえで、これを「認定手続における専門委員意見照会書」に記載する。この場合、上記3において当事者が意見聴取の場の開催を要望する場合を除き、原則として個別に専門委員の意見を求めることとし、税関において後日その意見を整理しておくものとする。

ロ 専門委員への資料の送付

対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、当事者から当該対象認定手続において提出された 証拠・意見及び参考となるべき資料(輸入差止申立てが参考となる場合には、申立人が非公開として いる部分にその旨注記する。)を専門委員に送付するものとする。

(2) 当事者への実施通知

対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、当事者に対し、意見聴取の場を開催しない場合には、「 認定手続における専門委員意見照会実施通知書」(別紙様式 1 1)により専門委員の氏名を通知し、意見聴取の場を 開催する場合には、「認定手続における専門委員意見照会実施通知書(意見聴取の場の開催)(別紙様式12)により、専門委員の氏名及び意見聴取の場の日時・場所(当面、東京税関本関の会議室)並びに意見聴取の場への参加意思の確認の通知を行うものとする。この場合において、専門委員に照会する争点等及び税関の考え方を書面により併せて通知するものとする。

6 意見聴取の場を開催する場合の取扱い

(1) 意見聴取の場の日時決定

総括知的財産調査官は、意見聴取の場の日時を、次により決定するものとする。

- イ 意見聴取の場として、専門委員の都合を考慮のうえ二以上の候補日時を設定し、当事者に対し通知 する。
- ロ 当事者から候補日時についての都合を聴いたうえで、意見聴取の場の日時を決定する。
- (2) 専門委員の事前打合せ等
 - イ 専門委員の事前打合せ

専門委員は、意見聴取の場に先立ち、総括知的財産調査官に対し、専門委員間での事前打合せを行いたい旨を申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、事前打合せの日時の調整等を行うものとする。また、総括知的財産調査官は、原則として、当該事前打合せに立ち会うものとする。

ロ 専門委員による追加資料等の求め

専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことが必要である場合には、その旨を総括知的財産調査官に申し入れることができるものとする。

- (イ) 不明確な箇所や矛盾点の解消
- (ロ) 争点の明確化
- (ハ) 主張を裏付けるための証拠であって必要と思料されるものの補充
- (ニ) 抗弁事由の確認
- (3) 意見聴取の場への出席者確認
 - イ 対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに出席予定者(代理人、下記ロの補助者を含む)の会社名、役職、氏名及びふりがなを書面にて提出するよう求める ものとする。代理人、補助者にあってはその別も併記する。なお、代理人については、既に 提出されている場合を除き、当事者との委任関係を証する書類の添付を求めるものとする。
 - ロ 総括知的財産調査官は、意見聴取の場に当事者が出席する場合には、原則として他の当事者と同席させるものとする。また、当事者が当事者又はその代理人を補助する者(以下この章において「補助者」という。)の参加を求める場合であって、意見聴取の場の進行に特に支障がないと認められるときは、補助者が参加できるものとする。
 - (注) 意見聴取の場において、当事者が営業秘密等他の当事者に開示することにより自己の利益が害されると認められる事項について述べる必要がある場合であって希望する場合には、他の当事者と同席することを要しないものとする。

(4) 陳述要領書等の提出

- イ 当事者が意見聴取の場において意見を述べる場合には、原則として意見聴取の場の開催の日の7日(行政機関の休日を含まない。)前の日までに、上記5の(2)の規定により税関から送付された争点等及 び考え方に関し、対象認定手続を執っている知的財産調査官等に陳述要領書その他の資料を提出する ことができるものとする。
- ロ 対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、提出された陳述要領書等を速やかに専門委員及び 他の当事者に送付するものとする。

7 意見聴取の場における留意事項

総括知的財産調査官は、意見聴取の場を進行するにあたって、以下の事項に留意するものとする。

(1) 意見陳述の場の円滑な進行

総括知的財産調査官は、必要があると認められるときは当事者の意見陳述又は反論について簡略化を 促し、又は中断を求めることができるものとする。

(2) 意見陳述又は反論の除外

総括知的財産調査官は、意見陳述の場において、当該申立てと無関係かつ専門委員に予断を与えるおそれのある意見陳述又は反論が行われた場合には、当該意見陳述又は反論を除外して専門委員意見書を作成するよう、意見聴取の場又は後日であって専門委員意見書作成前に、専門委員に対して注意喚起する。

(3) 当事者の意見陳述

- イ 意見陳述は、原則として、権利者、輸入者の順で行い、一方の当事者が意見陳述している間は、他方の当事者の発言はできないものとする。この場合において、意見陳述は、専門委員の求めがあることその他専門委員が特に必要と認める場合を除き、意見聴取の場までに提出された当事者の主張又は証拠(上記5の(2)の規定により税関から送付された争点等及び考え方を含む。)に対する反論又は自らの主張等の明確化に限るものとする。なお、意見陳述の際は、プロジェクター等を使用することができるものとする。
- ロ 当事者の代理人又は補助者は、意見陳述できるものとする。
- ハ 意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論に限りその機会を与えるものとする。
- (4) 専門委員及び税関からの質問等
 - イ 専門委員から各当事者に対し、陳述された意見の内容等に関して質問・確認を行う。なお、専門委員 から意見を求められた場合を除き、当事者による他の当事者の意見に対する意見の陳 述はできないものとする。
 - ロ 総括知的財産調査官又は対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、必要と認める事項について、質問等をすることができるものとする。
- (5) 専門委員の意見交換
 - イ 専門委員は、陳述された意見の内容等を踏まえ、侵害物品に該当するか否かを判断するために必要 な事実関係・法律関係につき、他の専門委員と意見交換を行う。
 - ロ 総括知的財産調査官及び対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、意見交換の場に立ち会う ものとする。
 - (注)専門委員は、必要に応じ、意見聴取の場後においても、総括知的財産調査官に対し、専門委員間での意見交換を行いたい旨を申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、意見交換の日時の調整等を行うものとする。また、総括知的財産調査官は、原則として、当該意見交換に立ち会うものとする。
- (6) 補足意見の求め (専門委員による求釈明) 等
 - イ 専門委員の意見交換の結果、専門委員は当事者に対して釈明、主張の追加・変更又は主張を裏付けるための更なる証拠の提出を求めることができるものとする。
 - ロ 当事者には、最後に意見を述べる機会を与えるものとする。
- (7) 今後の予定の説明

総括知的財産調査官は、当事者に対し、意見聴取の場の終了から侵害疑義物品が侵害物品に該当するか 否かの認定に至るまでの今後の予定を伝えるものとする。

8 当事者からの補足意見

(1) 補足意見の提出

専門委員から補足意見の提出を求められた当事者は、当該求められた事項について、書面にて対象 認定手続を執っている知的財産調査官等に補足意見を提出できるものとする。

(2) 補足意見の提出時期

補足意見の提出は、専門委員が必要と認める場合を除き、意見聴取の場が開催された日の翌日から5日(行政機関の休日を含まない。)を経過する日までに、1回のみ認められるものとする(提出期限の延長は、特段の事情がない限りできないこととする。)

(3) 補足意見の開示

対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、当事者から提出された補足意見書をその写しの交付等により専門委員及び他の当事者に開示するものとする。

9 専門委員意見

(1) 専門委員の意見

専門委員は、税関から送付された「認定手続における専門委員意見照会書」その他の資料(意見聴取の場が開催された場合には、その際の当事者の意見等を含む。)に基づいて、税関に対し意見を述べるものとする。

(2) 専門委員による意見の内容

専門委員は、侵害疑義物品が侵害物品に該当するか否かに関し、税関の考え方の妥当性について、 その結論及び理由を述べるものとする。

10 侵害物品に該当するか否かの認定

(1) 認定の方法

明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の多数意見を尊重して侵害疑義物品が侵害 物品に該当するか否かを認定するものとする。

(2) 認定結果の通知

当事者に対する認定結果の通知は、関税法基本通達69の12-1-8に基づき行うものとする。また、対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、専門委員の意見の概要を口頭で当事者に通知するものとする。

11 認定手続における専門委員意見照会の中止

(1) 認定手続における専門委員意見照会が中止となる場合

専門委員に「認定手続における専門委員意見照会書」が送達された後であって専門委員の意見が述べられる前に次の事実が生じた場合には、認定手続における専門委員意見照会を中止するものとする。

- イ 輸入者による自発的処理が行われたことその他の理由により認定手続を取りやめた場合
- ロ 当事者間の和解成立等により権利者の輸入同意書が提出されたことその他の理由により非該当認定をした場合
- ハ その他専門委員の意見が必要でなくなった場合
- (2) 認定手続における専門委員意見照会中止の通知

認定手続における専門委員意見照会を中止した場合には、専門委員に対しては「認定手続における専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(別紙様式13)により、当事者に対しては口頭により、その旨を通知するものとする。

12 専門委員意見照会結果の公表

総括知的財産調査官は、認定手続における専門委員意見照会を実施した事案について、侵害疑義物品が 侵害物品に該当するか否か認定された後、当事者及び専門委員の了承が得られた場合には、以下の事項を 財務省の税関ホームページで公表するものとする。

- (1) 知的財産の種別(特許権、意匠権等)
- (2) 主な争点
- (3) 専門委員意見の概要
- (4) 処理結果及び処理年月

第3章 輸出取締りに係る専門委員制度の運用等

第1章の規定は輸出差止申立てにおける専門委員意見照会について、第2章の規定は輸出貨物に係る認定手続における専門委員意見照会について、それぞれ準用する。